

令和3年8月18日

第14回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第14回総会議事録

1. 日 時 令和3年8月18日(水) 午後1時30分
2. 会 場 市民会館 第2ホール
3. 出席委員 16名
4. 出席の委員
1番 小山 正雄 2番 佐藤 秀雄 5番 加藤 良子
7番 野崎 俊幸 8番 浪岡 真澄 9番 油井 妙子
11番 大宮 篤司 12番 菅野 善晴 13番 菱沼寿美恵
14番 渡邊 正芳 15番 尾形 寅昭 16番 古関 恵子
18番 安田 善喜 21番 齋藤 貴裕 23番 穴戸 薫
24番 芳賀 正寿
5. 出席自粛の委員
3番 柴山 栄重 4番 吾妻 良博 6番 中村 謙一
10番 渡邊 俊春 17番 関 健一 19番 渡邊 友一
20番 黒澤喜久夫 22番 阿部 哲也
6. 事務局の出席者
事務局 長 高橋 善則
次長兼庶務係長 佐藤 邦彦 主 査 齋藤 明子
農地係長 猪本 由美子 主 事 播磨 佑貴

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願出について
- 第5号 現況確認証明願出について
- 第6号 福島市農用地利用集積計画の議決について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第6号 農業者年金業務 (1) 老齢年金支給裁定について

事務局長 ご案内の時間となりましたので、宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

事務局長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出席自粛委員の報告をお願いします。

農地係長 本日の総会は新型コロナウイルス感染拡大に伴い規模を縮小して行うことから、3番 柴山 栄重委員、4番 吾妻良博委員、6番 中村謙一委員、10番 渡邊俊春委員、17番 関 健一委員、19番 渡邊友一委員、20番 黒澤喜久夫委員、22番 阿部哲也委員は出席自粛の旨届出がありました。

議長 事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、16名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第24期、第14回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

2番：佐藤秀雄委員、14番：渡邊正芳委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の齋藤主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。

会期は、本日15時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご異議ございませんので、会期は本日15時30分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

農地係長 【議案第1号から報告までを上程する。(77件)】

合計77件、令和3年8月18日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長 2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転6件、賃借権設定1件、使用貸借権設定1件の計8件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」とおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件を全て満たすものと考えます。区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番(発言を求める。)

議長 7番(発言を許可する。)

7番 整理番号1番の件でございますが、こちらは譲受人が空き家とともに取得するものです。取得後は野菜を作る考えでございます。地元で親戚・知人がおり農業に対する協力も得られるということでございますので、問題ないと判断いたしました。よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号2番から4番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
15番	議長15番（発言を求める。）
議長	15番（発言を許可する。）
15番	整理番号2番でございますが、譲渡人が高齢で耕作が難しくなってきたということで、譲受人に譲るものです。譲受人は経営規模の拡大ということです。整理番号3番についてですが、申請地は譲受人の自宅と工業に挟まれた農地でありまして、譲受人に贈与したいということです。整理番号4番につきましては、譲受人は譲渡人の甥であり、譲渡人がもう営農はできないということで農機具とともに譲り受けて経営規模の拡大をするものです。3件とも問題なしと区域協議会では判断いたしました。よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号5番から3ページ7番の3件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	21番（発言を許可する。）
21番	整理番号5番、6番、7番についてですが、内容は記載のとおりであります。5番については譲受人が新規営農開始のため、6番、7番についてはいずれも譲受人の耕作する農地と隣接する農地で耕作の便が良いということで経営規模の拡大のためとなっており、3件とも区域協議会では問題なしと判断いたしました。審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号8番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	24番（発言を許可する。）
24番	整理番号8番の申請者の関係は親子であり、経営移譲年金再設定のためということで、きちんと営農されており問題ありません。区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から8番までの8件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 4ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域およびその他の区域の自己転用3件の許可申請で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号2番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番 整理番号1番についてですが、申請人の息子さんが4年前から新規就農されまして、一緒に農業を開始しております。家族も増えたことで増築したいということでもあります。宅地に続く畑の一部を宅地に転用したいという内容です。周りの農地には影響はなく問題はないと判断いたしました。整理番号2番については、自宅続きの畑を駐車場に転用したいというもので、こちらについても周りの農地には影響はなく問題はないと判断いたしました。以上です。よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番 議長15番（発言を求める。）

議長 15番（発言を許可する。）

15番 整理番号3番の案件ですが、申請者の自宅が地震で壊れ、今まで物置で仮住まいをしておりましたが、新たに自宅を建てるということでございます。先の区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から3番までの3件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 5ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権

移転5件、賃借権設定2件の計7件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番

整理番号1番については、先ほどの議案第1号の関連の内容になります。空き家とともに取得した農地について、その空き家をリフォームしたいということです。空き家につながる通路が狭く、畑の一部を宅地に転用し通路を確保したいということです。周辺の農地には影響ありませんので問題ありません。よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

9番 議長9番（発言を求める。）

議長 9番（発言を許可する。）

9番

整理番号2番の案件ですけれども、震災関連の一時転用で、事業を継続するため工事期間が終了するまで申請するものです。区域協議会では問題ないと判断いたしましたのでよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番

整理番号3番の申請地については、小学校から500メートルほど離れたところでありまして、周囲は住宅が多い地域でほとんど農地がない場所になります。区域協議会では許可相当と判断いたしました。よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番	議長15番（発言を求める。）
議長	15番（発言を許可する。）
15番	整理番号4番の案件は、先月議案にあった土地の道路の反対側の土地でありまして、周りの農地への影響はないと、先の区域協議会では許可相当と判断いたしました。よろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号5番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	21番（発言を許可する。）
21番	整理番号5番の案件ですが、譲受人である会社の倉庫の隣にある畑を駐車場にしたいということで、周囲の農地への影響はなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。審議のほどよろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号6番及び7番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	24番（発言を許可する。）
24番	整理番号6番につきましては、譲渡人が相続し、近隣の方が耕作している農地です。譲受人の会社で資材置場が足りないということで、転用したいということです。第3種農地であり周辺の農地への影響もないところであります。整理番号7番の申請者は親子関係で、実家の隣に住宅を建てたいということです。周辺農地への影響もありません。いずれについても区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくご審議お願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から7番までの7件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。
農地係長	7ページをご覧ください。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願出についての案件は、当初事業計画に基づいて農業委員会が許可しましたが、その後、開発協議が整わず、事業計画の変更が生じることとなったため、取消について申請者から願出の

あったものです。

区域番号5番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番 議長15番（発言を求める。）

議長 15番（発言を許可する。）

15番 整理番号1番につきまして、記載のとおり開発協議が整わず変更が生じるということです。納骨堂が建築法に触れるということで再度申請をし直すもので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

農地係長 8ページをご覧ください。議案第5号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。なお、7月の総会の際に現況が分かる写真を確認して判断したいとのご意見がありましたので、今回から調査書を作成しておりますのでよろしくお願いたします。

区域番号3番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

9番 議長9番（発言を求める。）

議長 9番（発言を許可する。）

9番 整理番号1番の件ですが、6月8日に区域担当委員と事務局職員の3名で現地確認をしております。ソーラーパネルが設置されないところで山林化していることを確認しております。どうぞよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 整理番号2番の申請地は、飯坂町湯野地区の山奥で現状は写真のとおりです。7月17日に

区域担当委員と事務局職員で確認した結果、山林ということで区域協議会でも問題なしと判断されました。よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号3番から10ページ12番までの10件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長 15番（発言を求める。）

議長 15番（発言を許可する。）

議長 15番 整理番号3番から12番までの10件について、7月に区域担当委員と事務局職員で現況確認をした結果、すべて山林ということでございました。先の区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第5号 現況確認証明願出について、整理番号1番から12番までの12件、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

農地係長 11ページをご覧ください。議案第6号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、利用権設定について、福島市長より意見を求められた案件です。福島県農業振興公社への貸付分16件、37,293㎡で、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、経営面積・従事日数などを満たしているものと考えます。また、福島県農業振興公社への貸付分の設定を受ける者が新規就農者の場合、詳細については「調査書」をご参考ください。

議長 議案書12ページ、区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長 2番（発言を求める。）

議長 2番（発言を許可する。）

議長 2番 整理番号1番ですが、田植えに間に合うように申請したかったとのことですが、申請地がたいへん荒れておりました。前段で草刈りをいたしまして来年の作付けからしたいということで、草刈りが終わり今回の申請となりました。整理番号2番については、利用権の設定を受ける者は3年前に新規就農して営農を開始しました。今回申請の農地を借りて野菜を作り、規模を拡大したいということでございます。この3年間しっかり営農していて地域の信頼も厚い方でございます。2件ともに区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 〔「異議なし」の声〕
ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号3番の1件、詳細は「議案書」とおおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

9番 議長9番（発言を求める。）

議長 9番（発言を許可する。）

9番 整理番号3番であります、利用権の設定を受ける者、設定する者は親子であります。相続の問題で公社を通した使用貸借権の設定ですが、申請地にはぶどうが植えられ、きちんと管理されていることを確認しておりますので区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 〔「異議なし」の声〕
ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号4番から6番までの3件、詳細は「議案書」とおおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 整理番号4番ですが、利用権の設定を受ける者は、自宅近くの畑を借りるということで、区域協議会では問題なしと判断いたしました。整理番号5番、6番の利用権の設定を受ける者は夫婦でありまして、以前から東湯野地区の農家さんに研修等でかなり通っておりました。また、農業高校の先生もやっておられる方です。夫婦での新規就農ということで区域協議会では問題はないと判断いたしました。よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 整理番号5番、6番については、お二人でももとぶどうをお作りになるようですが、お二人で耕作されるのに、なぜ別々に農地を取得するのかお伺いしたい。

事務局 議長事務局（発言を求める。）

議長 事務局（発言を認める。）

事務局 今回新規就農者ということもありまして、農業次世代人材投資事業交付金を受ける予定があります。中間管理機構から農地を借りることが交付要件にありますので、お二人それぞれでの申請となります。

1番 疑義を感じたので、意見だけ言わせていただきました。

議長 事務局、適切な申請ということでよいか。

事務局長 はい。経営自体は二人合わせて40aを超えているので、経営面積は問題ありません。ただし、農地法第3条第2項要件への世帯主義の適用と当該交付金の交付要件としての夫婦経営について疑義があれば、確認のうえ進めるのが妥当ではないかと思ます。

議長 この案件については決定が遅れてしまうが、交付金関係について事務局で再度確認をしても

らうということで、この件については保留ということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

議長 事務局次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号7番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番 議長15番（発言を求める。）

議長 15番（発言を許可する。）

15番 整理番号7番の利用権を設定する者が亡くなり、利用権の設定を受ける者に耕作してもらうことになった案件で、この方は地元でも手広く営農しておりまして適正に耕作されるものと、区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号8番から15ページ16番までの9件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号8番から14番までについて新規となっておりますが、JAからの移行分で契約内容の見直しなどがありまして、期間満了してからの契約に至りました。以前から耕作されており、問題ないと思います。整理番号15番、16番については利用権の設定を受ける者が農地を探していたところ、地元の農地利用最適化推進委員の紹介で数年耕作されていなかった農地を今年から耕作を始めたものです。いずれも区域協議会では問題ないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第6号について、整理番号5番、6番については保留ということで、そのほかの異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第6号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、整理番号5番、6番を除いて原案のとおり決定いたします。

次に報告を事務局よりお願いします。

農地係長 報告は、議案書16ページ報告第1号から23ページ報告第6号になります。議案書に記載のとおりとなりますのでお読み取りください。

議長 これで本日の議事を全て終了いたします。

会長職務代理 閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。

（会長職務代理より閉会の言葉）

慎重審議ありがとうございました。

これで、第14回総会を終了いたします。

(午後2時35分)

令和3年8月18日

これは、福島市農業委員会第14回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人 2番 _____

議事録署名人 14番 _____